

○デジタル庁告示第七号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和六年二月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一 令和五年度茨城県小美玉市子育て世帯臨時応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度小美玉市一般会計補正予算における、茨城県小美玉市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）

二 令和五年度徳島県阿南市物価高騰対策支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度阿南市一般会計補正予算における、徳島県阿南市から、地域住民を支援する観点から支給される給付金をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。